

図書室利用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立鶴舞看護専門学校学則第35条の規定により、図書室の利用に関する必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 図書室を利用できる者は、学生、職員、講師、卒業生、及び校長が許可する者とする。

(開 室)

第3条 開室は、司書が行うものとする。司書が不在の場合は、教員がそれを代行する。

(開室時間)

第4条 開室時間は原則として9時00分から17時00分までとする。

(閉室日)

第5条 図書室の閉室期間は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日・祝祭日
- (2) 年末年始、夏期休暇
- (3) 蔵書の点検、整理の期間
- (4) その他特に校長が必要であると認めた期間 例:学校行事、入学試験

(閲 覧)

第6条 閲覧は閲覧機を利用し閲覧後は速やかに元の位置に本を納めるものとする。

2 VTR 及び DVD 視聴は、図書室のビデオブースでヘッドホンを付けて行う。

(貸 出)

第7条 図書、雑誌、VTR、DVD の貸出を受けようとするときは、司書に申し出をして、次の所定の手続きをする。

- (1) 貸出の冊数は書籍、雑誌、VTR、DVD を併せて、原則として一人5冊以内とする。
- (2) 書籍、雑誌、VTR、DVD の貸出期間は 2 週間以内とする。
- (3) 貸出期間の延長は手続きにより 2 週間まで認めるが、その後の延長は認めない。
- (4) 貸出・返却手続きは閉室5分前までに利用者本人が行う。

(貸出禁止)

第8条 次の図書は、貸出を禁止する。

- (1) 辞典、事典、白書、索引、年鑑、年表、製本雑誌
- (2) 禁帯出図書として登録されたもの
- (3) 校長が特に指定する図書

2 前項の規程にかかわらず、校長が必要があると認めたときは、貸出を禁止することができる。

(転貸の禁止)

第9条 貸出を受けた図書、雑誌、VTR、DVD は、転貸してはならない。

(返 却)

第10条 貸出期間が満了するとき又は次のいずれかに該当した場合には、図書、雑誌、VTR、DVD を直ちに返却しなければならない。

- (1) この規程に違反したとき
- (2) 学生が卒業又は退学により学籍を離れるとき
- (3) 学生が休学するとき又は停学に処せられたとき
- (4) 校長が必要と認めたとき

2 前項に規程するものの他、校長は、点検、整理のため貸出期間中においても貸出図書、雑誌、VTR、DVD の返却を求めることができる。

3 貸出図書、雑誌、VTR、DVD を返却するときは、所定の手続きをしなければならない。
(利用者の心得)

第11条 図書室を利用する学生は、図書室内において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書室入室時、鞆・大きい袋等は持ち込まない。
- (2) 図書室内で学習する場合、個人用参考書と図書室所蔵の書籍を混同して持ち帰らないように注意する。
- (3) 静粛に保つ。
- (4) 図書室内でのパソコン等の作業は原則として禁止とする。
- (5) 飲食禁・禁煙とする。
- (6) インターネット利用は、司書に使い方について説明を受ける。勝手な操作は絶対にしない。

2 前項第1号から第6号の規定に違反した学生は、直ちに退室させ、図書室の利用を停止させることがある。

(損害賠償)

第12条 利用者が図書、雑誌、VTR、DVD を毀損又は紛失したときは、直ちにその旨を届け出ると共にその指示により、現品又は相当価格で弁償しなければならない。

(学生・職員以外の利用手続き)

第13条 学生・職員以外で校長に利用を許可された者は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 事務室に図書室利用を申し出、利用者名簿に必要事項を記入し利用許可証を受け取る。
- (2) 司書に利用許可証を提示し利用する。
- (3) 貸出を受ける場合は、図書利用登録をする。
- (4) 利用者が延滞したときは、電話・郵送により督促を伝える。延滞図書の返却は郵送も受け付けるが、送料は利用者の負担とする。

(蔵書の寄贈)

第14条 外部から図書の蔵書があったときは、所蔵の可否を図書委員会において協議する。

(蔵書の廃棄)

第15条 次の図書は廃棄する。

- (1) 出版から10年以上経過し、版が更新されたもの(理論・研究系図書・文学系図書は除く)。
- (2) 技術系図書は新版がなくても10年以上経過したもの。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。